

足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区内の集合住宅又は事業所に、LED照明を設置する集合住宅の所有者若しくは管理者又は公共的団体等若しくは中小規模事業者に対し、必要な経費の一部として集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、LED照明の普及を促進し、もって電力使用量の削減及び温室効果ガスの排出量の削減を図り、低炭素社会への転換を推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的団体等 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人又は町内会等の公共、公益的な事業を行う民間団体をいう。
- (2) 中小規模事業者 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、足立区内に本店、支店又は営業所等があるものをいう（個人事業主を含む。）。
- (3) LED照明 光源に発光ダイオードを使用した照明器具をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱における補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 事業の用に供する区内の建築物にLED照明を設置した公共的団体等
- (2) 事業の用に供する区内の建築物にLED照明を設置した中小規模事業者
- (3) 区内の集合住宅にLED照明を設置した当該集合住宅の所有者（ただし、当該集合住宅が分譲マンションであった場合は、当該分譲マンションの管理者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人））

2 前項に定めるもののほか、補助金の交付対象者は、次の要件のすべてを備えていなければならない。ただし、区長が特に認めたものは、この限りでない。

- (1) 区内の既存施設等（集合住宅においては共用部分に限る。）において、既存のLED以外の照明を、新品のLED照明に換えて設置すること（設置工事を伴わないランプの交換のみの場合を除く。）。
- (2) 補助金の申請時に、設置工事に着手していないこと。
- (3) 補助金の申請を行う年度（以下「現年度」という。）の2月末日までにLED照明の設置工事が完了すること。
- (4) 補助の対象となる経費（消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）が、5万円以上であること。
- (5) 不動産登記上の1棟の建物単位での申請であること。ただし、一の申請で2棟以上の建物を申請対象とすることを妨げないが、一の申請に対する補助金交付額の上限は30万円とする。
- (6) 同一年度内において、補助対象工事を行った集合住宅・事業所等が本要綱に基づ

く補助金の交付決定の対象となっていないこと。

- (7) 設置工事を行う集合住宅及び事業所等が、過去5年以内（前回補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内）に本要綱に基づく補助金の交付決定の対象となっていないこと。
- (8) 改修後の総消費電力が、改修前の総消費電力を上回らないこと。
- (9) 補助対象者に住民税（法人が補助対象者の場合にあっては、法人住民税（当該法人の法人住民税が非課税等の事情がある場合にあっては、法人税））の滞納が無いこと。ただし、分譲マンションの管理者を除く。
- (10) 直管型蛍光灯ランプを直管型LEDランプに交換する場合（照明器具全体を交換した場合を除く。）は、既設の蛍光灯器具の安定器を取り外す工事を行う等、当該設置工事の安全性が直管型LEDランプ導入に関する確認報告書（第9号様式）により確認できること。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、機器本体及び部材購入費並びに設置工事費（消費税を除く）とし、設置工事費は、機器の設置作業に直接関わるものを対象とする。

- 2 前項の規定に関わらず、補助金の交付対象者が自ら工事を行った場合は、設置工事費は補助対象経費としないこととする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の額は、補助対象額の3分の1とし、1000円未満の金額は切り捨てるものとする。ただし、補助金の額の上限は30万円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、補助金交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。

（補助金交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事の着工予定の日の前日（当該日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下この項において同じ。）（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までに、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 建物部分の不動産登記事項証明書
- (2) 見積書（機器設置に要する経費の内訳を記載したもの）の写し
- (3) 設置予定の機器の形状、規格等が分かるパンフレットやカタログ等の写し
- (4) 交換ランプ一覧表（第2号様式）
- (5) 建物の平面図（機器の種類と設置箇所を明示したもの）
- (6) 設置工事着手前の現況カラー写真（建物の平面図と照合ができるもの）
- (7) LED照明を自己所有でない建物又は共有名義の建物に設置する場合（分譲マンションの共用部分に設置した場合を除く。）は、建物所有者（共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者）の承諾書（第3号様式）

- (8) 申請者が個人及び個人事業主で補助金の申請を行う前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、補助金の申請を行う前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書（いずれも発行後3か月以内のものに限る。）
- (9) 分譲マンションの管理者等で住民登録地が足立区以外の場合は、氏名と住所が確認できる書類の写し（保険証等の身分証明書）
- (10) 法人の場合は、法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）
- (11) 法人の場合は、法人住民税納税証明書（法人住民税が非課税などの理由で取得できない場合にあつては、法人税納税証明書その3の3）（発行後3か月以内のものに限る。）
- (12) 個人事業主の場合は、開業届等、事業内容が確認できる書面の写し
- (13) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付申請の受付は、現年度の4月11日（当該日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日という。以下この項において同じ。）（以下これらを「休日等」という。）に当たる場合にあつては、当該日の直後の休日等でない日）から翌年の1月末日（当該日が休日等に当たる場合にあつては、当該日の直前の休日等でない日）までの期間に行うものとする。

3 前項の規定による受付は、先着順とし、区の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を停止する。

4 同時に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該交付申請を行った者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

（補助金の交付決定等）

第7条 区長は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、第3条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するとともに、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知する。

2 区長は、申請者について第3条に規定する基準に適合しないと認めたときもしくは予算の範囲を超えるときは、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付申請却下通知書（第5号様式）により当該申請者に通知する。

（変更等の申請）

第8条 補助金交付決定者は、補助金交付申請の内容を変更しようとするときは、当該変更前に集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付変更申請書（第6号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、申請金額を増額することはできない。

2 区長は、前項の補助金交付変更申請があつたときは、その変更内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付変更承認通知書（第7号様式）により補助金交付決定者に通知する。

（完了報告）

第9条 補助金交付決定者は、LED照明の設置を完了したときは、設置完了の日から起算して30日以内にLED照明設置完了報告書（第8号様式）に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 設置工事に係る領収書の写し（ローンによる支払いの場合は、ローンの契約書の写し。）
- (2) 設置工事に係る領収書の内訳を記載した書面の写し
- (3) 設置工事後の完成カラー写真
- (4) 直管型蛍光灯ランプを直管型LEDランプに交換した場合（照明器具全体を交換した場合を除く。）は、直管型LEDランプ導入に関する確認報告書（第9号様式）
- (5) 集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第10号様式）
- (6) その他区長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第10条 区長は、前条に規定する完了報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付額確定通知書（第11号様式）により当該申請者に通知する。

（補助金の交付）

第11条 区長は、前条に規定する補助金の交付を確定した後、速やかに補助金を交付する。

（決定の取消し）

第12条 区長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。
- (3) 補助金の交付決定通知がされた日の属する年度の2月末日までに設置を完了しないとき。
- (4) 設置完了の日から起算して30日以内に完了報告の提出をしないとき。
- (5) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により、補助金の交付を取消したときは、速やかに集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により当該申請者に対し通知する。

（補助金の返還）

第13条 申請者は、区長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、区長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

（状況調査）

第14条 区長は、必要に応じて当該設置機器の状況調査を行うことができる。

（省エネ・節電活動への取組み）

第15条 申請者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該設置機器を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力)

第17条 申請者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（23足環温発第703号 平成23年8月8日 環境部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（23足環温発第2029号 平成24年3月30日 区長決定）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（24足環政発第1249号 平成24年9月7日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（24足環政発第2545号 平成25年3月13日 区長決定）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（25足環政発第4135号 平成26年3月25日 区長決定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（27足環政発第80号 平成27年4月17日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

付 則（27足環政発第3446号 平成28年3月31日区長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（28足環政発第2471号 平成28年11月25日区長決定）

1 この要綱は、平成28年11月25日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱による改正後の第3条第2項第1号、第3条第2項第2号、第3条第2項第7号及び第9条第5号の規定は、施行日以後に第6条第1項に基づく補助金交付申請を受理したものから適用し、同日前に補助金交付申請を受理したものについては、なお従前の例による。

付 則(28足環政発第3859号 平成29年3月31日区長決定)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(29足環政発第3310号 平成30年3月27日区長決定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(30足環政発第3416号 平成31年3月29日区長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(31足環政発第3508号 令和2年3月12日区長決定)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(2足環政発第3839号 令和3年3月19日区長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（提出先）足立区長

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付申請書

足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。
本補助申請にあたっては、足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱の規定を遵守します。
また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報及び税務情報を調査し、利用することを承諾します。

記

1 補助金交付申請額

申請金額	円（1,000円未満切捨て）
------	----------------

2 申請者（法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください。）

住所	〒
ふりがな	
申請者名	印
電話番号	()

※申請者名は、会社名及び代表者名、管理組合名及び理事長名 等

3 対象物件

住所	〒 足立区
ふりがな	
名称	
電話番号	()

4 予定工事期間

着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

5 他のLED補助金の申請について

申請状況	<input type="checkbox"/> 申請済み	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> 申請予定なし
団体名		補助金交付額（予定）	円

6 申請書提出者（2申請者と異なる場合は記入）

事業者名称：

担当者氏名： 電話番号：

本申請の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。
（法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください。）

申請者名 印

第2号様式（第6条関係）

交換ランプ一覧表

No.	交換前			交換後		
	ランプの種類	消費電力	本数	LEDランプの型番	消費電力	本数
1		W	本		W	本
2		W	本		W	本
3		W	本		W	本
4		W	本		W	本
5		W	本		W	本
6		W	本		W	本
7		W	本		W	本
8		W	本		W	本
9		W	本		W	本
10		W	本		W	本

※ 交換前の「ランプの種類」の記入例…白熱電球、直管型蛍光灯、電球型蛍光灯、水銀灯、ハロゲン電球等

年 月 日

（提出先）

足立区長

（承諾者）

住 所 _____

（ふりがな）

申請者名 _____

電話番号 _____

承 諾 書

足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金の申請にかかる下記の建築物は、私の所有にかかるものですが、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が対象機器を設置することを承諾します。

記

（LED照明の設置を予定する住所等）

- 1 LED照明を設置する建築物の住所
- 2 設置予定の建築物の形態
- 3 申請者の住所
- 4 申請者氏名
- 5 申請者との関係

第4号様式（第7条関係）

足環政収第 号
年 月 日

様

足立区長 近藤 弥生

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付決定通知書

先に申請のあった集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付予定金額	¥	—
対象物件名称		
対象物件住所	〒	
着工予定年月日	年	月 日
完了予定年月日	年	月 日

※交付予定金額は、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付申請書（第1号様式）による申請に対して交付する予定の額です。申請内容を変更する場合、交付額の見直しや交付決定の取消しを行うことがありますので、必ずご連絡願います。

※工事完了から30日以内に完了報告書を提出してください。なお、2月末日までに工事が完了する必要があります。

No. _____

様

足立区長 近 藤 弥 生

**集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金
交付申請却下通知書**

先に申請のあった集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金について、下記の理由により申請を却下しましたので、足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 対象物件住所

足立区

2 理 由

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（提出先）

足立区長

（〒 - ）

住所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付変更申請書

足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足環政収第 号

2 変更事由 工事内容の変更 補助対象経費の変更
補助対象工事の中止 その他（ ）

3 変更内容

添付書類

1 変更内容が分かる資料

第7号様式（第8条関係）

足環政収第 号
年 月 日

様

足立区長 近藤 弥生

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付変更承認通知書

先に申請のあった集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付の変更について、足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

- 1 交付決定番号及び年月日
年 月 日 付 足環政収第 号
- 2 変更理由 工事内容の変更 補助対象経費の変更
補助対象工事の中止 その他（ ）
- 3 変更内容

No. _____

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

（提出先）

足立区長

（〒 - ）

住所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

LED照明設置完了報告書

足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助金請求予定金額	円
対象物件名称	
対象物件住所	〒
完了年月日	年 月 日

No. _____

第9号様式（第3条、第9条関係）

年 月 日

(提出先)

足立区長

直管型LEDランプ導入に関する確認報告書

1 対象物件名称

2 対象物件住所 足立区

3 工事完了年月日 年 月 日

4 安全確認チェックリスト

	確認項目	チェック	備考
1	ソケット、電線、電源ターミナル（端子台）等に変色、硬化、ひび割れ、芯線露出などが無い。	<input type="checkbox"/>	
2	既設の蛍光灯器具の安定器を取り外している。	<input type="checkbox"/>	
3	LED ランプの電圧、電流は、ソケットの定格値（電圧、電流）以下である。	<input type="checkbox"/>	

上記のとおり報告します。

工事業者名 _____

所在地 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

※ 既設の直管型蛍光灯ランプを直管型LEDランプへ交換する工事を行った場合は、この報告書を作成してください（照明器具全体を交換した場合を除く）。

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金
 交付請求書兼口座振替依頼書

足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

補助金請求金額	¥				0	0	0
---------	---	--	--	--	---	---	---

〒

住 所 _____

印

申請者名 _____

(法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください。)

電話番号 _____

(提出先) 足立区長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信 用 組 合 信 用 金 庫 ・ 農 協									本 店
										支 店
										出張所
	預金種目	普通・当座	口座番号							
フリガナ										
口座名義人										

* 口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. _____

本請求の掲載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。
 (法人の場合は記名押印してください。法人以外でも本人が手書きしない場合は記名押印してください。)

申請者名 _____ 印

様

足立区長 近藤 弥生

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金について、足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

1 対象物件名称

2 対象物件住所

足立区

3 補助金交付金額

¥ _____

No. _____

第12号様式（第12条関係）

足環政発第 号
年 月 日

様

足立区長 近藤 弥生

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付決定取消通知書

足環政収第 号、 年 月 日付で通知した集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付決定について、足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 対象物件名称

2 対象物件住所

足立区

3 理由

4 補助金交付決定取消金額

¥ _____

No. _____